

平成2年8月より本誌由6月刊に月刊となり、編集部は全国の温泉長によるもので、運営も単独で実施する形態へと変更されました。

日本温泉科学会創立50周年大会　温泉科学会は昭和41年1月に設立され、現在は約600名の会員が所属する。この大会では、多くの講演や研究発表が行われます。また、温泉の歴史や文化、温泉の利用法など、幅広い分野での発表が行われます。

特 別 講 演

国 の 温 泉 行 政

温泉行政について、環境省自然保護局施設整備課の望月時男課長が講演を行います。

環境省自然保護局施設整備課

望月 時 男

温泉行政について、環境省自然保護局施設整備課の望月時男課長が講演を行います。

Administrative View on the Hot Spa in Japan

Tokio MOCHIZUKI

Environmental Agency, Recreational Facilities Division

温泉行政について、環境省自然保護局施設整備課の望月時男課長が講演を行います。

1. はじめに

温泉法は温泉を保護しその利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和23年に制定されました。

御承知のとおり制定時は厚生省が所管しておりましたが、昭和46年7月に環境庁が発足し、それに伴い温泉法は環境庁が所管することになりました。

温泉法の目的である温泉の保護とは、いまだ採取されない温泉、すなわち温泉源を保護し、温泉の枯渇、ゆう出量の減少、成分の変化、温度の低下等を防止することであり、温泉の利用の適正を図ることとは、浴用、飲用等のいわゆる厚生的利用の適正を確保するため公衆衛生上有害な温泉を規制するとともに公共的利用の増進を図ることであり、この目的に添って各種の施策を講じているところであります。

近年は、高齢化社会が進行し、同時に国民の自然志向・健康志向が強まり、温泉利用も歓楽的なものから健康志向へ変化してきており、温泉の効能を生かし、保養、休養に役立つよう温泉行政を推進していく必要があると考えております。

2. 温泉の現状

まず温泉の現状でございますが、昭和62年度末で温泉地は2,189ヶ所で10年前と比較いたしますと199ヶ所の増加になっております。この温泉地数は宿泊施設のある場所を計上したものであり、北海道の203ヶ所が最も多く、以下長野県、青森県の順になっております。

次に、温泉所在市町村数は1,593市町村で10年前より170市町村の増加でございます。昭和63年

4月現在の全国市町村数は3,245市町村であり温泉所在市町村は全市町村の49.1%を占めており、この割合は年々増加しています。

次に、未利用源泉を含む源泉総数は21,095本で10年前と比較いたしますと2,912本16%の増加となっております。そのうち利用されている源泉でみてみると14,692本であり、10年前と比較いたしますと1,038本12%の増加となっております。利用されている源泉のうち、自噴泉は5,095本と10年前と比較いたしますと7本0.14%減少しており、かつ利用源泉に占める自噴泉の割合は10年前が37.4%であったものが62年度では34.7%と2.7%減少しております。自噴泉の占める割合が50%以下になったのは昭和42年度であり、その後も低下傾向が続いている、今後が気になるところであります。

源泉総数が最も多いのは大分県の4,223本であり、以下鹿児島県、静岡県の順になっております。

次に、泉温についてみると、42℃以上の源泉は10,940本で10年前と比較いたしますと676本6.6%の増加となっておりますが、これは源泉数の増によるものであり、源泉の全体に占める割合は10年前が56.4%であったものが昭和62年度では51.9%と4.5%減少しており、これも気になるところであります。42℃以上の源泉数が最も多いのは大分県の3,219本であり、全国の29.4%を占めます。以下鹿児島県、北海道の順になっております。

次に、ゆう出量についてみてみると、総ゆう出量は毎分2,005トンであり、10年前と比較いたしますと495トン32.8%増加しておりますが、この増加は動力の増による影響が多いと考えられ、過剰揚湯の心配があります。

ゆう出量が最も多いのは北海道であり、全国の12.2%を占めます。以下大分県10.5%，鹿児島県8.9%の順になっております。

次に、温泉地における宿泊施設数は昭和62年度末現在で15,383軒であり、10年前の52年度末の14,758軒に比較いたしますと625軒の増加となっており、率にしますと約4.2%の増です。

全宿泊施設の収容定員は1,120,849人で10年前と比較いたしますと定員で119,306人の増、率で約11.9%の増です。

10年前と比較した宿泊施設数のびが約4.2%にもかかわらず、収容定員のびが約11.9%とのびているのは収容定員の多い旅館、ホテル等が新築されたか、既存の旅館等の規模が拡大されたものと推察しております。

温泉地の宿泊利用者についてみてみると、昭和62年度は1億2,550万7千人であり、最高を記録した昨年の1億2,179万人に対し372万人の増で、率にしまして約3.1%の増となっております。増加傾向は昭和56年度から続いている。

後ほどご説明致しますが、環境庁長官が保養、休養に適した温泉地として指定している国民保養温泉地についてみてみます。国民保養温泉地は10年前と現在では温泉地数が増えておりますので比較できませんが、昭和62年度の宿泊利用者は1,260万人で前年度の1,226万人に対し34万人の増で、率にして約2.7%の増となっております。

保養温泉地の伸び率が60年度から62年度11.3%と3年間で全国の伸び率の10.2%を上回ったのは、国民の温泉利用が歓楽的なものから健康志向へと変化してきてることの一つの裏づけではないかと考えております。

宿泊利用者の最も多いのは静岡県の1,760万人(全国の14.0%)であり、北海道の1,024万人、群馬県の775万人、大分県706万人、長野県702万人と続き、以下栃木県、石川県、神奈川県、福島県、山形県の順になっております。

次に、温泉法に基づき昭和62年に都道府県知事等が行った行政処分件数は、新規掘さく1,010

件、増掘76件、動力装置509件、他方温泉の利用については浴用1,937件、飲用109件が許可されております。許可件数のうち、掘さく許可については、昭和59年から連続して増加しており、温泉開発が盛んなことを示しています。

3. 国民保養温泉地

次に、先ほど申し上げました国民保養温泉地についてご説明致します。国民保養温泉地は、温泉法第14条により温泉の公共的利用の増進を図るため環境庁長官が温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として指定するものであり、昭和29年から指定が始まられ、現在76ヶ所84市町村に及んでおります。国民保養地の選定条件としては下記のとおりです。

(1) 温泉に関する条件として

ア 泉効が顕著であること。勢力幅広い温泉を具備し、温泉の供給量が豊富であること。

イ 湧出量が豊富であること。 $W \geq 1000 \text{ L/s}$ 以上の温泉を有する。

(2) 環境に関する条件として

ア 付近一帯の景観が良好であること。付近一帯の景観が良好であること。

イ 環境衛生条件が良好であること。 $\text{PM}_{10} \leq 50 \mu\text{g/m}^3$ の環境衛生基準を満たす。

ウ 温泉気候学的に休養地に適していること。 $T_{\text{mean}} \geq 15^{\circ}\text{C}$ の条件を満たす。

エ 医療施設及び休養施設を有するか、又は将来設置し得ること。 $\geq 100 \text{ベッド}$ の病床数を有する。

オ 交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性があること。 $\geq 100 \text{台/日}$ の乗降客数を有する。

カ 災害に対して安全であること。 $\geq 10 \text{ m}$ の離隔を有する。

キ 医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること。

などですが、なによりも大事なことは、地元の市町村、温泉旅館の経営者等が歓楽的な温泉地づくりを目指すのではなく、国民の健康に役立つ、保養、休養に適した温泉地づくりに積極的に取り組んでいくことが重要であります。

また、昭和56年度からは、これら国民保養温泉地のうちから、温泉の有する保健的効能を積極的に活用した温泉地を育成するために国民保健温泉地を選定し施設整備に補助を行っております。

整備の対象は温泉センター、屋外飲泉施設、自炊棟、歩道、園地、運動施設であるが、その中核をなすものは温泉センターであり、医療機関等の協力を得て皆様の健康づくりにお役に立てるよう努力しております。

具体的に申し上げますと、昭和56年度に第Ⅰ期分として群馬県四万温泉、新潟県柄尾又・駒の湯温泉、長野県丸子温泉郷、岐阜県白川郷平瀬温泉、山口県俵山温泉、大分県湯布院温泉、熊本県湯の鶴温泉の7温泉地を指定し昭和56年度から昭和60年度の5ヵ年で各種施設の整備を実施し、Ⅱ期分として昭和61年度に北海道芦別温泉、岩手県須川・真湯温泉、山形県碁点温泉、長野県美ヶ原温泉、奈良県十津川温泉郷、和歌山県熊野本宮温泉郷、大分県鉄輪・明礬・柴石温泉の7温泉地を選定し昭和61年度から整備を開始し、平成2年度まで実施することとしております。

事業費の負担割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3であります。

4. 温泉と地熱開発

次に、地熱開発の関係ですが、エネルギー開発のために昭和55年5月に法律が制定されております。法律の名称は「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」であり、第1条に目的が規定されております。第1条では「この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」とあります。これは、エネルギー源を輸入石油から原子力、石炭など多様化させることにより、輸入石油依存率を縮小しようとするものであります。そのため総エネルギー供給量の中でごくわずかである地熱発電を開発しようとするものであります。

この法律の規定に基づき昭和58年11月公表されている石油代替エネルギーの供給目標によりますと地熱発電による昭和70年度における供給目標は170万kWとなっております。

現在の地熱による発電は約215,000kWですので、この供給目標どおり計画が実行されますと現行の約8倍程度の開発が必要になってまいります。

地熱開発が国の重要施策として進められているにしても、温泉は有限で極めて貴重であるが資源として有限であるという認識に立つとき、その開発には慎重な対応が必要となつてまいります。

環境庁としては、地熱開発について次のような見解をかねてから示しております。

(1) 自然環境保全の観点からは、地熱発電の開発が大規模な工作物等の建設を伴うことなどから、国立公園等における風致景観との調和が極めて困難という問題があり、このため地熱発電所の立地の選定にあたっては国立・国定公園の特別地域をはじめとする自然環境保全上重要な地域は避けるべきであるとしている。

(2) 温泉の保護の面からは、地熱開発の立地によっては既存の温泉に影響を与えることがあってはならない。許可権限を有する都道府県知事に対して、温泉審議会において十分な審議を行うなど、地元での十分な調整を行い慎重に対処するよう指導を行ってきております。

5. 温泉に関する研究

環境庁では、従来から温泉行政に資する目的で温泉に関する各種研究を外部委託により実施してまいりましたが、昭和63年度からは「温泉の医治効能等に関する研究」を行っております。

近年、高齢化社会が進展し、また国民の自然志向・健康志向が強まるとともに温泉についても、その医治効能に着目した利用が増加しており、この傾向は今後も継続していくと考えられます。環境庁では、温泉の適正な利用を図るために「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」並びに「温泉の適応症決定基準」を示しております。現在使われているこれらの基準は、昭和41年度に行われた「温泉の泉質別適応症及び禁忌症に関する研究」に基づくものでありますが、当時から現在までに日本温泉気候物理学会会員等により治療・研究が進められており、かなりの医学的知見が蓄積されており、これらのデータを中心に収集分析していくことするものです。

温泉の適正利用を推進していく上で、まず近代医学に基づいた適応症を定めることが重要であり、3ヶ年計画により温泉の成分による医治効能を研究するとともに、医治効能を十分に發揮させるための諸条件についても併せて研究しております。

6. 温泉関係者表彰

環境庁では、毎年7月10日の温泉法公布の日に、温泉関係功労者に対し環境庁長官表彰を実施しております。

本表彰制度は、昭和57年度から設けられ平成元年度で第8回を迎えたところですが、表彰の対象は

- (1) 多年にわたり温泉の保護及びその適正利用に関し啓蒙普及活動を行い、顕著な功績があつた方。
- (2) 温泉の保護及びその適正利用に関する学術研究に従事し、又は研究開発を行い、顕著な功績があつた方。
- (3) 温泉行政の推進に顕著な功績があつた方となっております。

平成元年度は7月10日に6名の方々を環境庁長官が表彰いたしました。

あか 赤	つか 塚	きゅうべ 久兵衛	大阪府温泉審議会会長
か 加	とう 藤	ひ壽 夫	神奈川県温泉審議会委員
さ 佐	や 谷	と 戸	やす 好
さ わ	むら 沢	りょう 村	よし 良
よこ 横	やま 山	じ 二	日本大学理工学部教授
		いわお 巖	七沢脳血管センター病院長

であります。

7. 温泉療法医

日本温泉気候物理医学会が行っている「温泉療法医」の認定制度は、一般の医師に対し、温泉治療学の啓蒙を図るとともに、数多い温泉療養者に対する一応の療養指導を行い得る医師の教育とその認定を目的とするものです。温泉療法医の認定条件は(1)日本温泉気候物理医学会会員歴3年以上である者であって、(2)温泉療法医教育研修会の全課程を修了した者で、認定委員会によって認定された者となっており、平成元年4月現在全国で約360名が認定されているとかがっております。

国民の保健、休養に適した温泉地においては、温泉療法医が適正な温泉利用にあたり医学的な立場から健康管理について指導にあたられることか最も望ましいと考えております。また期待しているところであります。

環境庁としては、国民の保健、休養に優れた効果のある温泉地として長官が指定した国民保養温泉地にある病院、開業医の先生方においては積極的に温泉療法医の資格をとって頂き、協力して頂くよう協力を求めております。

以上、最近の温泉行政についてご説明致しましたが、最後に、温泉関係者の皆様をはじめ、国民各位が、温泉行政に対して一層の御理解と御支援を賜わりますことをお願い致します。

[参考]

1. 昭和63年度温泉利用状況

平成元年3月末現在

	管轄保健所数	市町村数	温泉地数	源泉総数A+B	利用源泉数A	未利用源泉数B	温 源	度 源	度 温 泉	別 数	ゆう出量1/分	宿泊施設数	収容定員	年度延泊利用人員	温泉利用の公衆浴場数	温泉利営業利用人員	国民保養温泉地年度延泊利用人員		
北海道	51	157	207	1,729	564	620	318	227	181	375	1,128	45	123,447	123,389	853	97,326	10,589,294	187	486,401
青森県	11	60	141	865	106	380	75	304	24	197	539	24	17,855	105,299	348	22,353	1,308,971	218	95,049
岩手県	11	28	63	237	117	78	23	19	23	49	141	24	111,904	19,283	269	25,663	2,602,617	33	66,926
宮城県	8	21	39	669	315	150	133	71	33	123	310	203	10,601	15,458	264	27,564	3,386,323	17	242,849
秋田県	8	48	103	410	164	126	96	24	63	68	232	25	31,691	20,350	285	20,200	1,839,645	73	470,272
山形県	8	40	88	321	130	122	40	29	60	98	163	24,499	22,840	455	37,096	4,379,193	76	714,331	
福島県	17	54	102	585	188	196	98	153	110	147	231	8	22,395	41,311	644	58,217	5,422,617	98	453,281
茨城県	14	29	44	86	12	38	10	26	63	20	3	4,369	5,422	60	3,729	380,040	13		
栃木県	8	24	51	485	210	131	43	101	45	114	230	2	29,398	22,231	616	66,394	6,639,407	57	546,113
群馬県	12	37	72	347	150	117	70	10	58	99	152	52,532	13,898	649	61,266	7,797,187	64	783,204	
埼玉県	4	5	4	7	3	4	3	4	3	1	3	234	1,012	4	754	36,810	11		
千葉県	13	27	35	86	21	38	5	22	74	12	74	801	5,455	72	7,652	471,241	9		
東京都	17	19	12	54	5	46	3	31	13	10	229	6,814	14	1,659	233,088	32			
神奈川県	29	15	30	606	128	367	35	76	102	74	320	47	11,306	27,411	879	53,936	5,880,367	85	694,193
新潟県	18	66	105	316	133	117	38	28	109	101	104	2	20,140	21,010	670	46,195	4,727,647	58	
富山県	10	31	51	100	37	37	12	14	36	29	35	14,393	5,310	102	11,065	1,150,279	29		
石川県	10	31	62	201	21	121	7	52	49	94	49	2,187	25,614	267	37,983	6,282,252	66	95,106	
福井県	7	17	29	119	10	63	46	17	23	33	1,562	3,184	97	5,376	1,214,088	3			
山梨県	8	37	42	332	128	78	83	43	71	225	36	47,913	16,062	314	23,977	3,813,769	30	665,390	
長野県	17	81	152	816	34	310	64	188	136	200	381	19	45,241	47,741	1,972	71,948	7,331,467	273	1,304,076
岐阜県	9	46	55	334	65	126	92	51	138	63	114	11	16,772	34,499	363	26,309	2,801,338	13	695,600
静岡県	16	40	76	2,125	105	1,108	44	868	63	260	844	3	13,220	105,729	2,401	130,684	16,791,000	143	96,600
愛知県	19	26	21	60	12	22	13	13	36	7	14	297	12,334	58	4,215	477,181	10		
三重県	11	35	24	106	11	47	8	40	53	22	31	849	33,448	79	9,691	1,275,262	20		
滋賀県	8	15	15	41	5	15	8	13	27	13	1	1,035	3,069	65	8,657	552,769	7		
京都府	10	18	23	62	8	31	14	9	33	23	6	290	5,231	55	4,042	426,196	25		
大阪府	13	17	10	45	3	24	2	16	37	7	1	259	2,003	16	2,740	287,083	5		
兵庫県	23	50	54	304	45	131	54	74	148	98	58	8,649	15,499	401	32,447	3,536,291	38		

(注) 1. 温泉地数は宿泊施設のある場所を計上

2. 平成元年度温泉法に基づく行政处分状況

